

遞増定期

主契約：終身タイプ

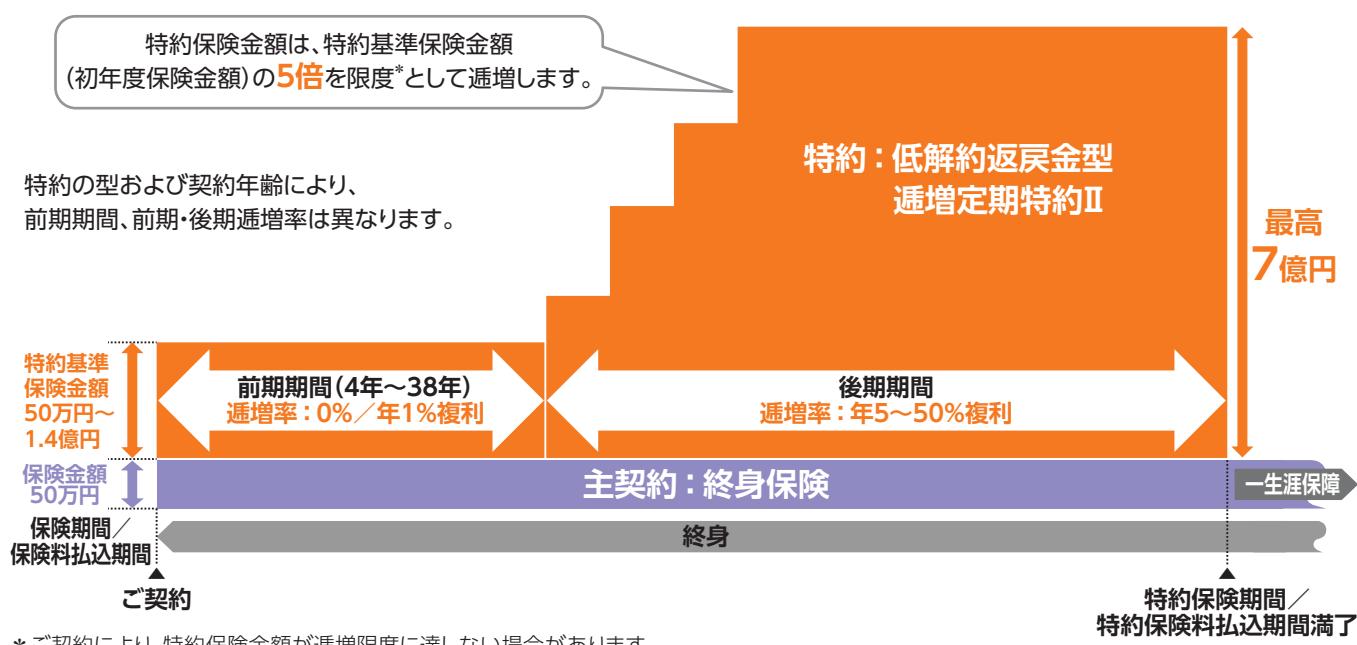
終身保険／低解約返戻金型遞増定期特約II

1 万一のとき、経営者に必要な**大型保障**を確保することができます。

2 ニーズにあわせて**特約の型***をお選びいただけます。

* 特約の型については、P3をご覧ください。

[商品のしくみ・イメージ]



* ご契約により、特約保険金額が递増限度に達しない場合があります。

	保険金のお支払事由	お支払いする保険金	お支払額
主契約	保険期間中に死亡・所定の高度障害状態となられたとき	死亡・高度障害保険金	保険金額
特約	特約の保険期間中に死亡・所定の高度障害状態となられたとき	特約死亡・ 特約高度障害保険金	死亡日・高度障害状態と なられたときの特約保険金額

※保険金をお支払いしたときは、ご契約は消滅します。

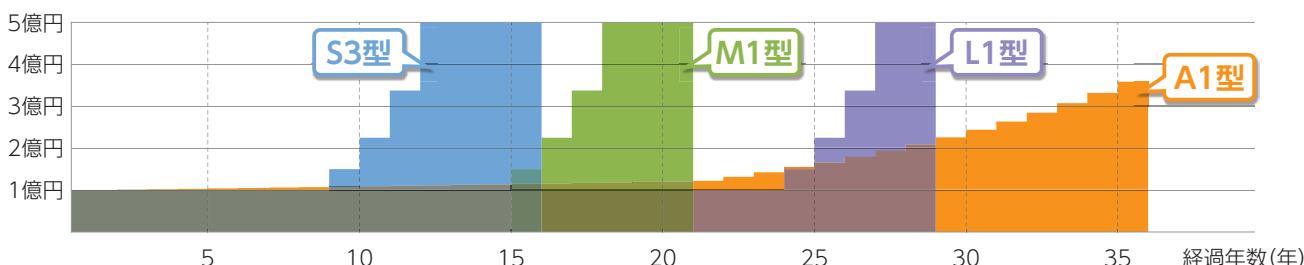
また、死亡保険金と高度障害保険金、特約死亡保険金と特約高度障害保険金は重複してお支払いしません。

●型別比較表

[ご契約例] 50歳男性 保険種類・保険金額: 主契約 終身保険 50万円／特約 低解約返戻金型遞増定期特約II 1億円 保険期間・保険料払込期間: 主契約 終身／特約 次のとおり(S3型: 65歳まで M1型: 70歳まで L1型: 78歳まで A1型: 85歳まで) 保険料払込方法: 年払

●特約保険金額の推移イメージ(50歳 特約基準保険金額1億円)

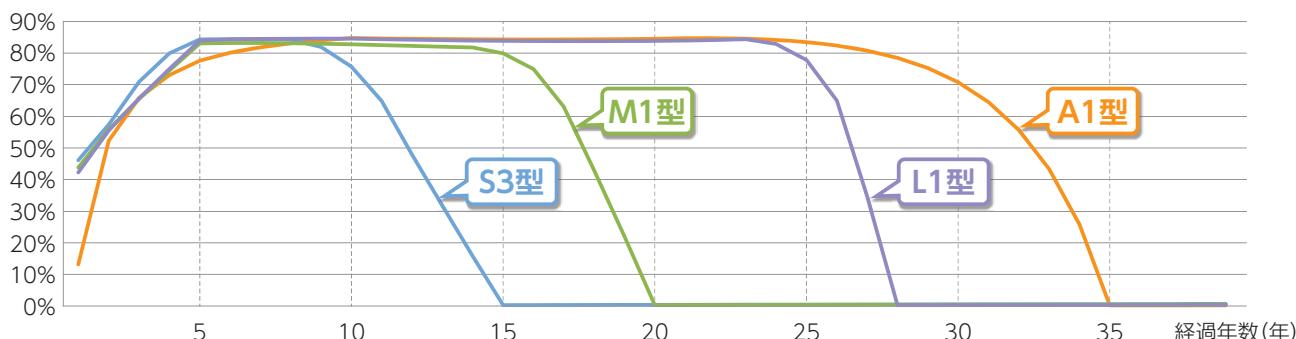
特約保険金額



●保険料比較イメージ(主契約／特約合計)



●解約返戻率*推移イメージ(主契約／特約合計)



* 保険料累計額に対する解約時受取金額の割合

※実際の解約返戻率は設計書などをご確認ください。

●ご契約の推移 A1型

[ご契約例] 50歳男性 保険種類・保険金額: 主契約 終身保険 50万円／特約 低解約返戻金型遞増定期特約II(A1型) 1億円
保険期間・保険料払込期間: 主契約 終身／特約 85歳まで 保険料払込方法: 年払
保険料: 主契約 16,939円／特約 6,323,500円 前期期間: 21年

(単位: 円)

経過年数	年齢	死亡・高度障害保険金	保険料累計額A	解約時受取金額B	解約返戻率B/A	損金保険料	資産計上額
1年	51歳	10,050万	6,340,439	836,050	13.18%	2,529,400	3,811,039
5年	55歳	10,456万	31,702,195	24,610,000	77.62%	2,529,400	19,055,195
10年	60歳	10,987万	63,404,390	53,756,800	84.78%	2,529,400	38,110,390
21年	71歳	12,252万	133,149,219	112,809,350	84.72%	6,323,500	53,473,119
22年	72歳	13,228万	139,489,658	118,210,850	84.74%	6,323,500	53,490,058
30年	80歳	24,442万	190,213,170	134,674,200	70.80%	12,394,060	30,860,970
40年	90歳	50万	222,000,060	424,950	0.19%	0	677,560
50年	100歳	50万	222,169,450	462,550	0.20%	0	846,950

※保険金額は万円未満を切り捨てて表示しております。

※上記は各契約応当日の前日時点の数値です。

※損金保険料および資産計上額は、法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2に則り、算出した数値です。

※低解約返戻金型遞増定期特約IIは低解約返戻金期間(ご契約から4年間)中の解約返戻金を抑制するしくみで保険料を算出しています。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」記載の「特にご留意いただきたい事項 低解約返戻金型遞増定期特約IIの解約返戻金について」を必ずご覧ください。

※上記ご契約の推移(グラフ)は便宜上100歳までの表示としています。

●お取扱いについて

ご契約年齢	25歳～70歳	
保険期間／ 保険料払込期間	終身保険	終身
	低解約返戻金型遡増定期特約II	55歳～90歳満了(歳満了のみ)
保険金額	初年度の保険金額は、主契約は50万円、上記特約は50万円～1億4,000万円(単位：10万円) ※上記特約の遡増後の保険金額は、7億円を限度とします。 ※主契約と特約を通算して、9億9,990万円を限度とします。	

※保険金額、ご契約年齢により診査が必要です。

※上記お取扱いには、エヌエヌ生命所定の制限があります。

●低解約返戻金型遡増定期特約IIの型

型名	前期期間	前期遡増率	後期遡増率	遡増限度
A1型	5年間～38年間	0%／年1%複利	年5～48%複利	5倍
A2型	8年間～33年間		年7～44%複利	
S3型	4年間～16年間			
S4型	6年間～18年間			
M1型	8年間～20年間		年50%複利	
M2型	8年間～23年間			
L1型	9年間～29年間			
L2型	10年間～27年間			

※特約の型および契約年齢により、前期期間、前期・後期遡増率は異なります。

参考 税務のお取扱いについて(定期保険および第三分野保険)

P4の注意事項を必ずご確認ください。

【ご契約形態】ご契約者：法人 被保険者：役員 保険金受取人：法人

●お申込みされるご契約ごとの最高解約返戻率に応じて、経理処理の方法は以下のように異なります。

最高解約返戻率が50%超の場合、ご契約日から一定期間、イメージ図に記載の割合に応じて、保険料の一部を前払保険料として資産計上します。資産計上された前払保険料は、保険期間後半で按分して取崩します。(法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2)

※イメージ図

最高解約返戻率が50%以下の場合



最高解約返戻率が50%超70%以下の場合



最高解約返戻率が70%超85%以下の場合



最高解約返戻率が85%超の場合*



*資産計上期間は以下①～③のいずれかの期間となります。

- ① 契約日から最高解約返戻率となる最も遅い期間まで
 - ② ①の期間経過後において「解約返戻金の増加分÷年換算保険料相当額」が7割超となる期間がある場合は、契約日からその期間の終わりまで
 - ③ ①または②の期間が5年未満の場合は、5年間(保険期間が10年未満の場合は、保険期間の1/2期間)
- また、資産計上額の取崩期間は、解約返戻金額が最も高い期間(上記③に該当する場合は③の期間)経過後から契約満了までとなります。
- 保険金などを受け取った場合、それまで資産として計上された額を取崩し、その差額を雑収入(もしくは雑損失)として、益金(もしくは損金)に算入します。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

エヌエヌ生命サービスセンター 0120-521-513

[受付時間] 9:00～17:00
(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務上の取扱いを記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる経理処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務上の取扱いについては、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に経理処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。
- ご検討・お申込みにあたっては「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参考のうえ、税務のお取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

ご検討・お申込みに際しましては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

商品パンフレットに記載の内容は、資料作成時のものです。

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他の取引きに対し影響が及ぶことはありません。

〈引受保険会社〉

〈募集代理店〉

エヌエヌ生命保険株式会社

〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12
渋谷スクランブルスクエア44F
TEL.03-6892-1986
<https://www.nnlife.co.jp>

NN-S25/09137

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

セ R-A021-61-04 KM